

土砂災害を防ぐ

1 土砂災害防止対策

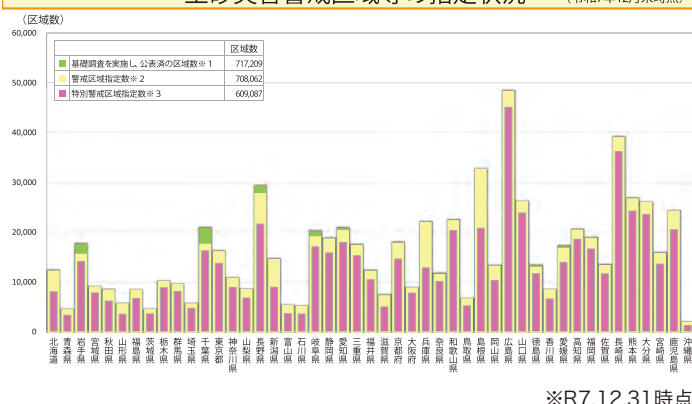
問合せ先 砂防課

長崎県は、急峻な山地や谷地、がけ地が多い地形条件に加え、台風や豪雨に見舞われやすい気象条件であり、土石流、地すべり、崖崩れ等の土砂災害が発生しやすい環境にあるため、災害に強い県土づくりを目指し、土砂災害防止対策を推進します。

背景と指標

長崎県は地形的要因から、土砂災害警戒区域が38,598箇所(令和7年12月31日現在)と全国2位の多さです。また、昭和57年7月23日には、長与町で1時間当たり雨量187mmの猛烈な雨を記録するなど梅雨時期をはじめとして集中豪雨も多く、他県に比べ、土砂災害の危険性が非常に高いと言えます。

土砂災害警戒区域等の指定状況 (令和7年12月末時点)



土砂災害防止対策

● ハード対策(土砂災害防止対策施設の整備)

地震・大雨・台風などの自然災害に備え、災害に強く、県民の安全・安心な暮らしと命を守る県土づくりに向けた施設整備を積極的に進め、事前防災・減災対策の充実を図ります。

● ソフト対策(警戒避難体制の整備)

土砂災害警戒情報、雨量等の防災情報の発信を行います。(ナックス)
土砂災害警戒区域等の指定を促進します。(土砂災害防止法)
ハザードマップの作成を支援します。

土石流防止対策(砂防事業)

土石流は急峻な山や谷の土、石、木などが大雨等により渓流を流下する現象で、流下するスピードは40～50km/hにも及び家屋を押し流す重大な被害に直結します。



土石流を捕まえたり、発生を未然に防ぐために砂防ダム等を設置します。



多くの死傷者が発生した土石流(昭和57年 長崎市) 提供/DEITz



令和7年度概成 鳴見川(チ)火山砂防事業(長崎市)

補助砂防事業(通常砂防事業、火山砂防事業)

- 【事業主体】 長崎県
- 【関係地域】 土石流危険渓流のうち要整備箇所(2,239渓流)
- 【事業内容】 堰堤工、床固工 等
- 【R8年度事業費および事業箇所】
 - 通常砂防事業
 - 坂ノ間川(イ)(対馬市)など32渓流 7億6,251万円
 - 火山砂防事業
 - 荒平川(ハ)(時津町)など30渓流 8億804万円

地すべり防止対策（地すべり対策事業）

地すべりは雨水が地面にしみこみ、持ち上げられた地面が動きだす現象であり、被害を及ぼす範囲が広範囲である上に、一度発生すると活動が長期間に及ぶことから、人々の生活に与える影響が非常に大きくなります。



地すべりによる被災状況（令和2年 佐世保市牧の地地区）

地下水位を低下させるための集水井戸や集水ボーリング孔や構造物によって地すべりの動きを直接停止させる杭、アンカー等を設置します。



令和7年度概成（R1・R3被災箇所）
高野地区地すべり対策事業（松浦市）

地すべり対策事業

- 【事業主体】 長崎県
- 【関係地域】 地すべり危険箇所のうち要整備箇所（189箇所）
- 【事業内容】 地下水排除工、アンカー工、杭工 等
- 【R8年度事業費および事業箇所】
白井岳地区（松浦市）など 17箇所 4億9,327万円

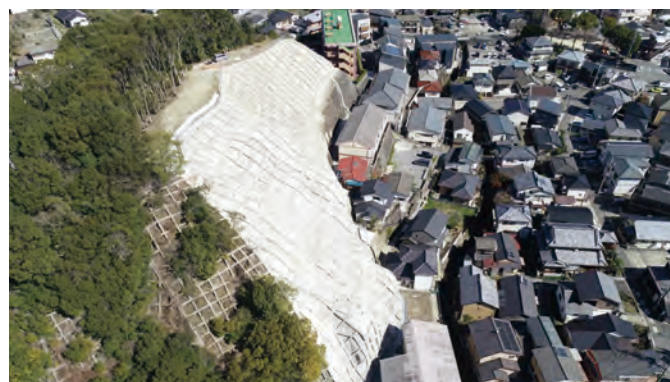
崖崩れ対策（急傾斜地崩壊対策事業）

崖崩れは急傾斜地（傾斜の角度が30度以上で高さが5m以上）において、大雨や長雨等により、緩んだ崖が突然崩れ落ちる現象であり、毎年多くの件数が発生しています。



人家隣接の斜面が崩落（令和3年 西海市）

斜面崩壊を防止するためのコンクリート法枠や落石を防護するための柵等を設置します。



令和7年度概成 金堀(1)地区急傾斜地崩壊対策事業（長崎市）

急傾斜地崩壊対策事業

- 【事業主体】 長崎県
- 【関係地域】 急傾斜地危険箇所のうち要整備箇所（4,157箇所）
- 【事業内容】 法面工、擁壁工 等
- 【R8年度事業費および事業箇所】
岩下地区（諫早市）など72箇所 22億5,519万円

2 洪水と土砂災害のソフト対策

問合せ先 河川課、砂防課

雨量・河川水位、土砂災害危険度情報等の防災情報をリアルタイムに収集・提供したり、土砂災害の危険がある区域の指定を推進します。

長崎県河川砂防情報システム(ナックス)

目的

長崎県がこれまでに実施してきた河川整備や砂防堰堤等のハード施設整備と合わせて、雨量や河川水位、ダム情報、土砂災害危険度情報等の防災情報をリアルタイムに収集・提供し、より効果的な水防活動や自主的な警戒・避難活動の支援を行っています。また、令和3年度から河川監視カメラの情報を提供しています。



河川監視カメラ

ナックス

検索



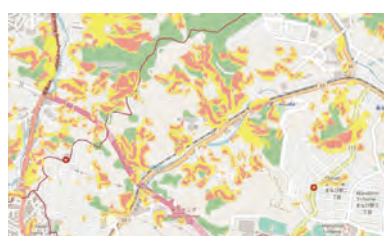
←ナックススマホ版

土砂災害警戒区域等の指定

長崎県では、土砂災害防止法に基づき、平成16年度から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行っており、令和7年12月末までに、土砂災害警戒区域38,598箇所の指定を行っています。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

区域を指定し、土砂災害の危険性の周知徹底を図るとともに、市町においてハザードマップを作成したり、避難訓練を実施するなど、行政と住民が協力して警戒避難体制の整備を図ります。



長崎県防災ポータル

検索

HPでの警戒区域の周知



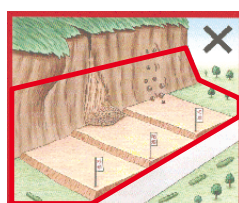
ハザードマップ作成



避難訓練の実施

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

警戒区域のうち、土砂災害発生時に建築物に損壊が生じ、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を特別警戒区域として指定し、一定の開発行為の制限や、建築物の構造規制を行います。



・ 特定開発行為の制限



・ 建築物の構造規制



・ 移転勧告

土砂災害防止法は、土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)防止のためのソフト対策(警戒避難体制の整備、立地抑制策等)に特化した法制度であり、工事の推進というハード対策と相まって、総合的な土砂災害防止対策を図るもので、平成13年4月1日に施行されました。

3 盛土規制法による災害防止

問合せ先 盛土対策室

危険な盛土を規制するため、スキマのない規制と盛土等の安全性を確保することで、県民の安全・安心な暮らしを確保します。

盛土規制法制定について

令和3年7月、静岡県熱海市で発生した盛土崩落に伴う土石流災害を契機に、盛土等による土砂災害から国民の生命・身体を守るため、宅地、農地、森林など土地の用途にかかわらず、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称：盛土規制法)が制定されました。

県では、令和7年5月23日に長崎県全域を盛土規制法に基づく規制区域に指定し、法の運用を開始しました。規制区域内では、一定規模以上の盛土等は許可・届出が必要となります。

盛土規制法の概要

規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域として指定しています。

【宅地造成等工事規制区域】

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア。

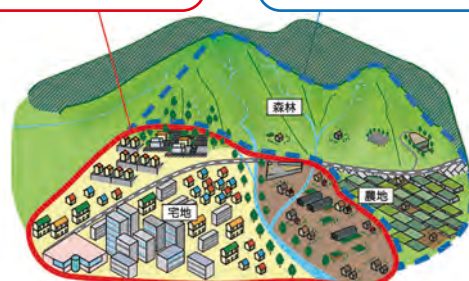
【特定盛土等規制区域】

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア。

※長崎県では、県全域が上記いずれかの規制区域に指定
※規制区域は、県の盛土対策室のHPで公表

宅地造成等工事 規制区域

特定盛土等 規制区域



※「盛土等による災害を防ぐための大切なお知らせ」(パンフレット)
国土交通省都市局都市安全課作成 P2規制区域のイメージ図を加工し作成

安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ県知事等の許可が必要であり災害防止のための安全基準に適合する必要があります。

盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要があります。また、原因行為者に対しては是正措置等の命令が発せられる場合があります。

実行性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に対する拘禁刑や罰金刑の水準を強化しています。

既存盛土の調査

既存盛土による災害防止のため、盛土規制法に基づく基礎調査要領に基づき、既存盛土調査(分布調査、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価)を実施しています。

不適切な盛土について

【不適切な盛土の監視】

不適切な盛土の早期発見のため、県内全域を対象としたパトロールや既存盛土の点検を実施しています。

【窓口の設置】

県民の皆様から不適切な盛土や危険な盛土等の情報を提供いただく窓口を設置しています。



【既存盛土調査イメージ】